

## 第4回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

### 会議録概要（委員発言要旨）

平成19年10月3日（水）

#### 意見交換

～座長より～

前回の会議ではいくつかの問題点が挙げられ、今後どのような北見市にしていくのか、まちづくりを進めていく上で大切なことなど、委員の間で意見交換をした。その中で、町内会・自治会のあり方、外部審査など何点かのキーワードが出された。

本日も引き続き、委員から意見をいただき論点の整理を行いたいと思う。今回は、前半で意見交換を行い、後半では今後どのように展開していくべきかという話をしていければと思っている。

#### 【行政評価】

笠原委員より「札幌市の行政評価」「札幌市市民活動促進条例」「北見市の行政評価」についての資料提出がある。

市から行政評価委員会について概要説明

- ・新市になってからは、昨年11月に新たな行政評価委員会を設けている。
- ・北見市の取り組みとしては、中間・事後評価「コミュニケーションシート」による内部評価を市民に見ていただくと同時に、行政評価委員会委員に再度チェックしていただく作業をしている。中間・事後評価として約1,350件の事業の中から50件程度を選び、昨年11月から先月（9月）まで、それぞれ担当を呼んでヒアリングをやりながら評価していただいた。18年度分の評価結果は、近く市長に報告いただき、その報告に基づいて来年度予算に反映できるものは反映していくということになる。毎年評価しているので、引き続き19年度に内部評価したものについて、また1年かけてチェックしていただくという作業をやっている。

委員からの質問

- 1．行政評価というのは、外部審査という押さえでいいのか。
- 2．評価の結果が悪ければ何らかのペナルティが与えられるということはあるのか。
- 3．評価の結果、「～すべきだ、～すべきでない」といった外部評価を受けて、それが行われない場合に罰則を科すというような強制力を持たせるということを条例の中に盛り込むことは可能か。
- 4．条例でそういうものが決められたとして、それがいかに機能しているのかということにつながってくると思うがどうか。

## 市からの回答

1. 行政評価（中間・事後評価）は内部評価であり、市民の立場（外部）から見ていただいて、事業が適正かどうか評価していただくための第三者機関ということで、行政評価委員会を設けている。
2. ペナルティなどはないが、内部評価において「継続・見直し・廃止・中止・完了」という評価区分があり、そのうち「継続」となっている事業について見ていただいた中で、「この事業はそろそろ止めるべきではないか」との意見をいただいているものもある。
3. 強制力を持たせるのは難しいが、実際に今回の評価においても継続事業のうち3つの事業は、廃止の方向性という意見をいただいております。これらについては行政評価委員の意見を踏まえながら廃止に向けた話をしていくという状況になる。強制力はないものの、外部評価というものは非常に重たいものと思っており、しっかりと対応していかなければならない。
4. 他市の条例を見ると、行政評価をやるべきとか、意見を反映すべきであるといったことが出ていところもある。行政評価委員会は市長が設けた委員会であり、委員会からの結果を市長が尊重しないということにはならないので、意見等を尊重しながら事業について議会提案などをしていくことになると思う。

## 意見等

- ・制度があるのであればこれをいかに充実させていくかということが課題となってくる。その際、事業の見直しについて毎年評価して、それと同時に条例の方での見直しの期間などを少しずつマニュアル化していくと良いのではないかと。
- ・今は、このような情報を自分から探しにいかないといけないので、一般市民が見やすいところに理解しやすい形で公開していくべきだと思う。
- ・行政評価制度は、まちづくり条例の中で関わると思うので、情報提供を求めます。
- ・北見市の行政評価委員会は市長の私的諮問機関という位置づけだが、常設の公的機関とするべきではないかと。
- ・オンブズマンも同じだが、行政評価をまちづくり条例で触れるのは非常に難しい問題。旧端野町でも議会が関わってやったが、結果追跡までを行うことは難しいと感じた。

## 【市民活動への保障】

- ・前回の会議で町内会や自治会などの議論が出たが、札幌市が取り組んでいる市民活動促進条例を見ると、活動単位に拘る必要はなく、全ての市民活動を保障していくことを考えていけば良いのではないかと。
- ・北見市にはより複雑な自治区制度があるが、市民活動として考えられる単位を把握した上で関連条例を検討していくのが良いのではないかと。
- ・自治区の活動とまではいなくても、市民活動を促進していくための具体的条例を、予算付けの部分も含めて設ける必要があるのではないかと。
- ・住民自らが行動を起こす意識を見せ、でき得ない分について予算を含めて行政の支援を求めていくことが当然の流れではないかと。

- ・市民活動を認知するという点においても、自治区という特別な括りについての話をしてからでないかという整合性がとれないのではないかと懸念がある。

#### 【自治区・まちづくり協議会】

- ・いろいろな事業を行うにしても自治区がボトルネックになっている。
- ・市役所本庁に市民活動課があるが、各自治区の市民活動については自治区のフィルターを通ることにより本庁に上がっていないのではないかと懸念がある。（本庁では把握できていない）
- ・ある自治区の市民活動が良いもので、他自治区にも応用できるものがあったとしても、自治区のフィルターを通すことで届かなくなってしまうおそれがある。
- ・市民活動が自治区を飛び越えていくことが可能なのか。
- ・まちづくり協議会の方で新たに諮問された事項では、平成20年度以降の事業についての取捨選択を市民の代表として迫られているが、その評価までは求められていない。権限がどこまで与えられているのか不明である。
- ・北見の場合は、市民活動を評価する前に自治区というものを評価して位置づけを明確にしておかないといけないのではないかと懸念がある。
- ・まちづくり条例の骨子にも自治区、まちづくり協議会の位置づけを明確にすることとなっており、自治区の役割とまちづくり協議会の活動についての研究が必要ではないかと懸念がある。
- ・既存施設が突然閉鎖されるような事例があるが、誰の権限に基づいて行われているのかが分からない。総合支所の判断なのだろうが、そのことに関して市民の意見を反映するようなシステムになっていない。
- ・まちづくり協議会は、市長が決めた副市長の所管で運営されている現状で、市民の意見が通るシステムになっていない。
- ・まちづくり協議会の活動に対する市民の関心が薄く、十分に認識されていない。
- ・自治区を設置しているが、将来的に廃止するのか発展させていくのか考え方が不明。
- ・旧町の区分けで発展を図るのなら、自治区長と副市長は分けるべきである。
- ・自治区にはっきりと線を引いて各々の自治区だけを考慮して行動するのではなく、最終的には市全体の発展を図っていくことが重要ではないかと懸念がある。
- ・旧町民には、吸収合併という意識が高い。

#### 【自治区設置条例】

- ・現在の自治区設置条例には精神論が盛り込まれていない。
- ・自治区設置条例は、各自治区の住民の意見を循環させるシステムが欠如している。
- ・条例は不偏的なものであるが、現在の内容ではまちづくり協議会が市長の意見に染まってしまう可能性も考えられる。
- ・自治区設置条例の中で、まちづくり協議会の意見を尊重するといったことを強調すべきではないかと懸念がある。
- ・自治区設置条例の中で、自治区の予算権限についても謳った方が良いのではないかと懸念がある。

## 【まちづくり条例】

- ・市民活動のネットワーク化を図ること（横のつながり）が大切で、この条例で触れる外に方法はないのではないかと。
- ・条例は作ったら終わりではなく、その時々的情勢に対応し変更可能なものであるべき。
- ・この条例が上位に位置づけられるなら、自治区設置条例を検証した上で、さらに関連条例の位置づけも十分に検討していくべき。
- ・この条例を見直すことが可能であるという項目は謳うべきである。
- ・将来の北見を担う若年層が使っていけるような条例を作り上げるべき。
- ・住民意識に差があるので、市民の声を反映した条例作りと言っても至難である。
- ・子どもたちが自分のまちに誇りを持てるような教育が必要で、そのためにも地域を大切にするという理念を述べるべき。
- ・この条例は、理念とそれを運営するための制度（関連条例の位置づけ）と、制度が上手く動くような基本原則までを明記することで良いか。

## 今後の進め方

- ・毎回、何について話し合っていくのかを事前に明確にしていかなないと進まないのではないかと。この会議の進む方向が見えない。
- ・他の会議との連携が重要。（全体的に市の様々な審議会等の活動内容が分かり難い）
- ・初めに、精神論や条例の目的を決めてから作業を進めるとやり易いのではないかと。
- ・テーマを絞って進めていくべき。
- ・総合計画のアンケート結果は市民の考えが見えるものであり、ここから項目を拾うと自ずと方法論が見えてくるのではないかと。
- ・他市の先行条例を一通り見ながら項目を整理していくと取りこぼしが無い。
- ・北見市のオンブズマンや行政評価などの現状を研究すると、この条例においてどこまで踏み込むのかということが判断でき、課題整理もできる。
- ・条例の構成をイメージするためにも、他市条例を勉強することが必要。
- ・市民参加型の勉強会を実施してはどうか。
- ・話し合うカテゴリーを絞って進めるべき。
- ・新市まちづくり計画に掲げられている施策の課題の掘り下げも必要ではないかと。
- ・マスコミの関心が薄い。PR不足。
- ・次回は、条例の目的や基本理念といった精神論について協議していく。